

入 札 説 明 書

令和7年4月18日千葉市公告第305号により公告した産業廃棄物残存事案支障除去基本計画策定業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

産業廃棄物残存事案支障除去基本計画策定業務委託

(2) 業務の仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年7月31日（木）まで

(4) 履行場所

千葉市緑区誉田町一丁目

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課監視指導室

電話 043-245-5684

電子メール sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

千葉市ホームページ上の本入札案件ページからダウンロードすること

(2) 入札参加申請期間

公告の日から令和7年4月23日（水）17時00分まで

(3) 提出場所及び申請方法

前記4（2）の期間内に前記3の契約事務担当課に持参（日曜日、土曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで）又は郵送（入札参加申請期間内に書留郵便にて必着のこと）により提出すること。

(4) 関係資料

ア 入札保証金の免除に該当する場合は千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当することを示すことができる資料

(5) 確認通知

令和7年4月25日（金）までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

5 仕様書等に関する質問

(1) 受付期間

令和7年4月18日（金）から令和7年4月23日（木）13時00分まで

(2) 提出方法

質問がある場合は、「質問書」の様式に必要事項を記入し、前記3の契約事務担当課宛に電子メールにて提出すること

(3) 質問に対する回答

令和7年4月25日（木）17時00分までに千葉市ホームページ上の本入札案件ページに掲載する

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

令和7年5月1日（木）10時00分

千葉市役所高層棟7階 M会議室701

（場所、日時等を変更する場合は別途連絡する。）

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して、入札書に商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。ただし、郵送による入札の場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」と朱書して、前記3の契約事務担当課宛とし、入札日前日の17時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、または内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

イ 積算内訳書

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は失格とする。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は入札前に委任状を提出すること。

8 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは直ちに再度入札を実施する。

(2) 再度入札の回数は2回とする

(3) 再度入札には、開札に立ち会わなかった者、初回または再度一回の入札に参加しなかった者、初回または再度一回の入札で無効とされた者または入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課及び千葉市ホームページ「千葉市例規集」で閲覧できる。